

被告国の説明要旨

平成28年4月26日

第1 はじめに

被告国の主張の要点について御説明します。

本件では、大きく分けて2つの争点が存在します。

1つは、①福島第一発電所の設置許可処分・変更許可処分に国賠法1条1項の違法性が認められるかという点です。2つめは②平成18年までに経済産業大臣に規制権限不行使の違法性が認められるかという点です。

このうち、①福島第一発電所の設置許可処分・変更許可処分の国賠法1条1項の違法性の有無については、被告国第1準備書面、第6準備書面、第8準備書面で詳細に主張していますが、要点を簡潔に述べますと、同発電所の設置・変更許可処分に用いられた具体的審査基準（昭和39年原子炉立地審査指針、昭和45年安全設計審査指針）には、当時の科学的、専門技術的知見に照らし、看過し難い不合理な点があったとはいえ、原子力委員会等が行った調査審議及び判断の過程にも看過し難い過誤、欠落があったとはいえませんから、内閣総理大臣が行った設置等許可処分に職務上通常尽くすべき注意義務の違背があったとは認められず、国賠法1条1項の違法性は認められないというものです。

次に、②経済産業大臣に規制権限不行使の違法性が認められるかという点についてですが、この点について、原告らは、経済産業大臣が遅くとも平成18年までに、技術基準を定める省令62号の規定（4条、33条4項、5項）に基づき、あるいはこれらを改正の上、電気事業法40条に定める技術基準適合命令を発令して、被告東電に対し、福島第一発電所の原子炉が地震及びこれに随伴する津波による全電源喪失等を回避するために必要な措置として、建屋や非常用電源設備等の重要機器の水密化、配電盤等の電源設備の設置場所の多様化・分散配置、直流電源の確保、可搬式電源設備の配置等の措置を講ずるよう命じるべきであったのに、これを怠ったことが違法である旨主張しています。

しかしながら、これから詳しく述べるとおり、被告国にこのような規制権限不行使の違法性は認められません。

第2 規制権限不行使の違法性判断の争点構造

まず、争点構造について御説明します。

- 1 規制権限不行使の違法が認められるためには、その前提として、当該規制権限が法令によって付与されていることが必要です（最高裁判所判例解説民事篇平成16年度（下）570ページ参照）。しかしながら、本件事故以前において、原告らが主張する措置を講ずるために被告東電に対して行使すべきであったとする規制権限は、法令上、経済産業大臣に付与されていませんでした。

この点について、炉規法及び電気事業法による段階的安全規制の体系の下において、経済産業大臣が技術基準適合命令により事業者に対し是正を命ずることができるのは、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に関わらない詳細設計に関する事項についてです。しかしながら、原告らが被告東電に対して是正を命ずるべきであったと主張する各措置は、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の変更を要するものですから、経済産業大臣が、詳細設計に関する規制権限である省令62号を改正したり、技術基準適合命令を発令したりすることにより、是正を命ずることはその権限がなくできませんでした。また、原告らは、最新の地震、津波の知見等に適合したシビアアクシデント対策を省令62号に規定し、かつ、原子炉等をこの省令の技術基準に適合させることを求める権限を行使すべきであった旨主張していますが、本件事故後に炉規法が改正される前は、そもそもシビアアクシデント対策は法規制の対象ではありませんでしたので、これを法規制として規制する権限はありませんでした。これらのことは、被告国第7準備書面、第9準備書面、第13準備書面等において主張するとおりです。

- 2 そして、仮に、経済産業大臣が、原告らが主張する各措置を省令62号の改正や技術基準適合命令を発令することにより是正することができるとして、経済産業大臣に規制権限が存在すると認められるとしても、作為義務違反が認められ、規制権限不行使が違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に限られます。そして、その判断に当たっては、権限不行使が問題となる当時の一切の事情が考慮されるべきです。

3 具体的な考慮要素として、まず予見可能性が存在することが不可欠です。

この点は本件訴訟において最も重要な争点であり、被告国は予見可能性がなかったと主張していますので、後ほど詳しく御説明いたします。

4 その他の考慮要素について、被告国は、被告国が行政指導等により種々の措置を講じてきたことや当時の省令62号の規定が不合理であったとはいえないことなどを主張しています。

このうち、被告国が行政指導等により講じてきた種々の措置について、後ほど具体的に御説明いたします。

第3 予見可能性が認められないこと

それでは、被告国に予見可能性が認められないことについて御説明します。

1 まず、本件では、予見可能性の有無を検討する前提として、予見可能性の対象や程度についても争いがありますので、この点について簡単に御説明します。

(1) 予見可能性の対象について、原告らは、損害発生の実現的危険がある事象として、「敷地高さ（O. P. + 10メートル）を超える津波の到来」であると主張します。

しかしながら、規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものですから、その前提となる予見可能性の有無も、結果発生の原因となる事象について判断されるべきです。本件では、本件地震及びこれに伴う津波による全電源喪失が原因となって発生した福島第一発電所事故により損害を被ったと主張する原告らとの関係で、被告国が規制権限を行使しなかったことの違法が問われているのですから、予見可能性の対象も、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震、津波の発生又は到来となります。そもそも、地震及びこれに伴う津波により全交流電源喪失に至るか否か等の経過は、襲来する地震及び津波の規模（地震の大きさ、津波の水量、水流、水圧等）に大きく左右されます。しかるに、原告らは、単に敷地高さを超える津波が到来したというだけで本件事故が発生したことを証するに足る具体的な主張立証をしておりません。

また、原告らは、原因事象を特定しないシビアアクシデントそのものが予

見可能性の対象となるかのようにも主張しますが、このような原告らの主張は、具体的な予見可能性を不要とするに等しく、最高裁判決によって確立された違法性の判断枠組みを誤るものであり、失当です（被告国第7準備書面）。

(2) 次に、予見可能性の程度についてですが、原告らは、予見可能性が認められるためには、学問的な知見の確立を求めることは誤りであり、一定程度の情報の集積があれば足りると主張します。

しかし、規制権限の行使は、被規制者に対する関係で見れば不利益を課すものですから、その権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの具体的な法益侵害の危険性が認められなければなりません。規制権限不行使に関する累次の最高裁判決においても、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生 の程度については、科学的知見の形成、確立が必要であることが前提とされています。そして、累次の最高裁判決の事案とは異なり、本件のように、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の行使が問題とされる事案については、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生 の予見可能性が必要というべきです（被告国第7準備書面）。

2 それでは、本件において原告らが主張する主要な知見によっても予見可能性が認められないことについて説明します。

(1) 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（平成9年3月）

まず、原告らは、平成9年3月に4省庁によって取りまとめられた「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」において、津波高に関する情報を市町村単位で整理した結果として、福島第一発電所1号機から4号機が所在する福島県双葉郡大熊町の想定津波の計算値が6.4メートルなどと算出されたことなどから、標準偏差分の2倍までを考慮すれば、O. P. +10mに迫り、あるいは超えるほどの高さの津波試算結果が得られたなどと主張しています。しかし、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」は、津波高さの傾向等について「概略的な把握」を行ったにもものにすぎず、その津波数値解析結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとは位置づけていませんから、この報告書により予見可能性があったということはできません。

この点は、資料1として添付しました同報告書168ページの記載を見ていただくと明らかですが、「津波高の傾向の概略把握が目的であること」、「本数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとは位置づけてはいない」ことが明記されています。

佐竹証人も証言しているとおおり、津波数値計算によって特定の地点に到来する津波高さを予想するには、海底地殻変動計算及び津波伝播計算という2つの段階を経る必要がありますが、この報告書は津波高さの傾向等についての「概略的な把握」を行うものであるがゆえ、いずれについても十分な精度を有するものではありませんでした。

(詳細は、被告国第7準備書面、第9準備書面、第14準備書面参照)

(2) 「津波浸水予測図」(平成11年3月)

原告らは、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」において、福島県沿岸で約6.4メートルの想定津波の計算値が示されていることなどを前提とした上で、平成11年3月に作成された福島第一発電所付近の「津波浸水予測図」によれば、設定津波高6メートルで福島第一発電所1号機から4号機までの建屋が浸水することが示されているとして、「津波浸水予測図」を根拠に予見可能性が認められる旨主張します。

しかし、「津波浸水予測図」はそもそも原子力発電所における安全対策に活用する目的で作成されたものではありません。また、「津波浸水予測図」は、気象庁の量的津波予報に対応させて用いるべきものであり、特定地点に「設定津波高」の津波が到来することを前提とするものではなく、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」における津波高さの推計値を前提とするものでもありません。したがって、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」に示された想定津波の計算値を前提として、「津波浸水予測図」に示された設定津波高を根拠として予見可能性が認められるかのような原告らの主張は、これらが示す数値等の意味を正解せずにする主張であり、前提において誤っています。

そして、資料2として添付しました注意書きにあるとおおり、そもそも、「津波浸水予測図」の作成に当たっては、100メートルという粗い計算格子間隔によって計算され、防波堤等による遮蔽効果も考慮されていないなど、相

当程度抽象化された調査手法が用いられたのであり、「津波浸水予測図」は個々の地点における浸水範囲や浸水深を具体的に特定したものとはいえず、予見可能性の根拠とし得るものとはいえません。

したがって、これに基づいて予見可能性を認めることはできません。

(詳細は、被告国第14準備書面参照)

(3) 津波評価技術 (平成14年2月)

土木学会原子力土木委員会津波評価部会による「原子力発電所の津波評価技術」は、原子力発電所における具体的な設計想定津波を求めるための評価手法を取りまとめたものであり、合理性を有する手法です。

津波評価技術による設計津波水位評価の流れは資料3として添付した図のとおりです。津波評価技術による設計津波水位の検討においては、パラメータスタディというものが実施されます。パラメータスタディというのは、海底地殻変動計算における断層モデルのパラメータを合理的な範囲で動かして、その結果がどれくらい影響するかを調べるというものです。津波評価技術では、こうしたパラメータスタディを行った中で最も大きな津波を設計想定津波としています。これにより種々の誤差が考慮されています。

そして、津波評価技術では、津波伝播計算においても、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」よりも精密な基礎方程式が用いられ、より細かな計算格子間隔が設定されています。

したがって、津波評価技術による数値計算結果は、原子力発電所における設計津波水位の評価手法として合理性を有するものです。

なお、福島第一発電所については、被告東電が平成14年3月に、津波評価技術に従って設計想定津波を計算したところ、O. P. +5.4~5.7メートルとされており(丙口第8号証9ページ)、敷地高さ(O. P. +10メートル)を超えないものとされていました。

(詳細は、被告国第5準備書面、第7準備書面、第14準備書面参照)

(4) 長期評価 (平成14年7月) について

ア 文部科学省地震調査研究推進本部は、平成14年7月に長期評価を公表しました。長期評価の内容は、資料4として添付したとおりです。その16ページをご覧くださいとお分かりのとおり、長期評価では「三陸沖北部

から房総沖の海溝寄り」との領域が設定されています。そして、14ページにあります表4-2で、この領域では、過去に津波地震が3回発生しているとし、明治三陸地震と同様の津波マグニチュード(Mt 8.2前後)の地震が今後30年以内に20%程度の確率で発生するとされています。

原告らは、このような長期評価の考えに従えば、福島県沖においても明治三陸地震と同様の津波地震が発生することが予測されていたのであり、このような長期評価の考えに従って被告東電が平成20年に行った津波試算によれば、福島第一発電所の敷地南側で敷地高さを超えるO.P.+15.7メートルの津波が到来するとの結果が示されていたのであるから、これと同様の試算を平成14年あるいは平成18年当時に実施していれば、敷地高さを超える津波の到来が予測できたと主張しています。

イ しかし、長期評価は、太平洋沿岸の特定の場所に到来する津波高さを予測したものではなく、信頼性のある津波高さを予測する上で必要となる情報が示されたものでもありませんでした。

この点について、原告らは、長期評価を取りまとめた地震調査研究推進本部の長期評価部会の部会長であった島崎邦彦証人らの証言を踏まえて、低周波地震や微小地震の発生状況等からすれば「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」の領域は地形や地質が同じであり、長期評価において、福島県沖でも明治三陸地震と同様の津波地震が発生することが示されたかのように主張します。

しかし、島崎証人らが指摘する低周波地震の起こり方に関する図(資料5)を見ていただくとお分かりのとおり、この図によっても、低周波地震や超低周波地震は、日本海溝沿いの北部(三陸沖)と南部(福島沖等)を比較すると、北部において多く起こっています。

また、微小地震の発生状況に関する図(資料6)を見ても、日本海溝沿いの北部を示すEの図の海溝軸付近では微小地震が活発に起こっていた一方、南部を示すFないしHの海溝軸付近ではあまり起こっていないことが明らかです。

そして、資料7として添付しました鶴哲朗氏らの2002年の論文(資料7)にあるとおり、日本海溝沿いの北部と南部とでは海溝軸付近の地形

や堆積物の厚さに違いあることが地震学者の論文によって具体的に示されています。

以上のとおり、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」の領域の中でも、北部と南部とでは、地形や地質が異なり、低周波地震や超低周波地震の発生頻度も異なることは明らかです。したがって、長期評価において、同じ領域に区分されている地域であるからといって、北部で発生した明治三陸地震と同様の津波地震が南部である福島県沖でも発生するとはいえません。

この点に関し、長期評価の「三陸沖北部から房総沖海溝寄り」の領域区分は、地形や地質の同質性を踏まえて設定されたものではありません。むしろ、長期評価において、日本海溝沿いの「三陸沖北部から房総沖海溝寄り」の領域が一つにまとめられたのは、防災行政的な観点から、過去に発生した津波地震と考えられている慶長三陸地震や延宝房総沖地震を踏まえて地震発生の確率評価をするため、関連する領域の範囲が広く設定されたものにすぎません。この点は、長期評価が議論された地震調査研究推進本部の長期評価部会海溝型分科会の論点メモ（甲口第51号証の1ないし5）や佐竹健治証人の証言から明らかにされているとおり、地震学的に明確な根拠があったからではありません。

ウ また、長期評価において発生が予測された津波地震については、その発生メカニズムが十分解明されておらず、長期評価策定当時においても、その発生場所や規模等については種々の見解が存在していました。

そして、長期評価における津波地震の整理には、それが議論された海溝型分科会で種々の異論や問題点が示されていたのみならず、その公表後においても、これに異を唱える地震学者の見解が示されていました。

この点は、被告国第14準備書面において指摘したとおりですが、例えば、資料8として添付しました第10回海溝型分科会の論点メモの5枚目の下から3行目を見ますと、「1677は日本海溝沿いのプレート間大地震に入れてしまったのか？これには非常に問題がある。」などとの意見が示されていますし、資料9として添付しました第67回長期評価部会の議事録の7ページの上から2行目でも「400年に3回と割り切ったことと、それが一様に起こるとした所あたりに問題が残りそうだ」などと問題点が示

されています。

また、長期評価の公表後に出された松澤氏・内田氏らの論文（丙口第29号証）、都司氏の論文（丙口第30号証）及び石橋氏の論文（丙口第31号証）等では、長期評価と異なる見解が示されています。

こうした点からすれば、長期評価の見解が地震学者の間の統一的な見解であったといえないことは明らかです。

そして、このような長期評価の見解は、我が国の防災対策を検討する中央防災会議により設置された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会においても採用されませんでした。

エ さらに、地震調査研究推進本部が平成15年3月24日に公表した長期評価の信頼度において、三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）の発生領域や発生確率の評価の信頼度は「やや低い」と評価されていました。

そして、本件地震は、その規模及び発生領域のいずれから見ても、長期評価が想定していたものをはるかに上回るものであり、地震調査研究推進本部自身も、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」（丙口第9号証）において、本件地震について想定外であったとしています。

したがって、長期評価によっても予見可能性を認めることはできません。

オ なお、原告らは、被告東電が平成20年に行った試算と同様の試算を平成14年あるいは平成18年当時に行うことが可能であり、これに基づく対策を講じなかったことが不合理であるかのように主張しますが、これまで御説明しましたとおり、そもそも、明治三陸地震と同様の津波地震が福島県沖で発生すること自体が確立した知見ではありませんでしたし、平成14年あるいは平成18年当時と平成20年当時とでは、津波伝播計算の前提となる海底地形のデータ等も変わっていますから、平成20年の試算と同様の精度での試算が平成14年あるいは平成18年当時に可能であったとはいえません。

また、被告東電のこの試算結果が被告国に報告されたのは、本件地震の4日前の平成23年3月7日でしたから、この試算結果に基づく規制権限

行使による結果回避は不可能でした。

(詳細は、被告国第1準備書面、第5準備書面、第7準備書面、第9準備書面、第14準備書面参照)

(5) 溢水勉強会 (平成18年1月～平成19年3月)

原告らは、平成18年から平成19年にかけて行われた「溢水勉強会」において、O. P. +10mの津波で非常用海水ポンプが機能喪失し、炉心損傷に至る危険性があることなどが示されたことをもって、被告国の予見可能性が認められる旨主張していますが、この溢水勉強会は、津波が到来する可能性の有無や程度を検討したものではありません。

すなわち、資料10として添付しました資料に、「O. P. +14m [敷地高さ (O. P. 13.0m) +1.0m]」、「仮定水位の継続時間は考慮せず」などと記載されているとおり、溢水勉強会は、飽くまで仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が無限に継続したと仮定した場合の原子力発電所施設への影響を検討したものにすぎません。

したがって、溢水勉強会の検討結果をもって予見可能性を認めることはできません。

(詳細は、被告国第1準備書面、第5準備書面、第12準備書面、第14準備書面参照)

(6) 貞観津波に関する知見

原告らは、西暦869年に到来したとされる貞観津波に関する知見から被告国の予見可能性が認められる旨主張していますが、この貞観津波に関する知見については、平成18年までの文献 (丙口第22号証、甲口第2号証) を見ても、福島第一発電所付近に到来する津波の規模に言及するものはなく、これらの研究に基づいて、被告国の予見可能性を認めることはできません。

なお、原告らは、平成18年以降の貞観津波に関する知見についても主張していますが、そもそも、規制権限不行使の違法性は、それが問題とされる当時の知見に基づいて判断されなければなりませんから、平成18年以降の知見は規制権限不行使の違法性を根拠づけるものとはなりません。

もっとも、この点においても、平成18年以降本件地震に至るまでの貞観津波に関する研究によっても、貞観津波について、その津波の高さを予測す

るために必要となる波源モデルは確立していませんでした。

すなわち、佐竹証人が証言するとおり、2008年に発表された佐竹証人らの論文（丙口第23号証）や2010年に発表された論文（丙口第33号証）等によっても、津波数値計算を行う波源モデルは確立していませんでした。

（詳細は、被告国第1準備書面、第5準備書面、第14準備書面参照）

(7) まとめ

以上のとおり、原告らが指摘する各種の知見は、いずれも被告国の予見可能性を肯定する根拠とはなり得ず、被告国の予見可能性を認めることはできません。このことは、本件地震後の報告からも裏付けられています。例えば、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会が平成23年9月28日に取りまとめた報告では、本件地震による「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。」、「津波高が巨大となった要因として、今回の津波の発生メカニズムが、通常の見溝型地震が発生する深部プレート境界のずれ動きだけでなく、浅部プレート境界も同時に大きくずれ動いたことによるものであったことがあげられる」

（乙口第2号証3ページ）とされていますし、長期評価を公表した地震調査研究推進本部自身も「宮城県沖、その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった」（丙口第9号証）としています。

第4 被告国は行政指導等により種々の措置を講じてきたこと

このように、原告らが主張する各種の知見によっても、被告国の予見可能性を認めることはできませんが、被告国は、法規制の対象ではなかったシビアアクシデント対策も含めて、被告東電を含む電気事業者に対し、行政指導等により、種々の措置を講じていましたので、この点について御説明します。

1 地震・津波対策について

まず、地震・津波対策についてですが、被告国は、確立した知見に至っておらず、予見可能性を肯定する根拠とはならない地震・津波に関する知見に対し

ても、念のため、これらを踏まえた対策を執るよう適切な行政指導を行っていました。

すなわち、被告国は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」の検討過程で、電気事業者の検討結果に対して、仮に2倍で津波高さを評価した場合の原子力発電所への影響及び対策を提示するよう求める要請を行いました。

また、平成18年には、地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積等を踏まえて、耐震設計審査指針を改訂し、これに基づく耐震バックチェックの実施を電気事業者に指示しています。なお、耐震バックチェックの作業は、当初の計画から遅れましたが、それは、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震の発生を受け、同地震から得られる最新の知見を耐震安全性評価に適切に反映させる必要が生じたことによるものです。そして、被告国は、そのような状況においても、被告東電らに対して、早期に津波対策についての検討を行い、耐震バックチェックの最終報告書を提出するよう促していました。

また、被告国は、平成21年5月には、最新の科学的、技術的知見を収集し、原子力施設の耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として内規を定め、長期評価を含む地震調査研究推進本部による知見についても、念のため電気事業者において調査、収集し、原子炉施設の安全性評価に役立てるよう指導するなどしていました。

(被告国第5準備書面、第9準備書面)

2 シビアアクシデント対策について

また、被告国は、法規制の対象でなかったシビアアクシデント対策についても、種々の行政指導を行ってきました。

すなわち、平成4年7月、被告東電を含む電気事業者に対し、シビアアクシデント対策の実施を促す行政指導を行い、平成6年には、被告東電を含む電気事業者から提出を受けたアクシデントマネジメント検討報告書の技術的妥当性を検討し、おおむね平成12年を目途にアクシデントマネジメントの整備を促しました。これを受けて、被告東電は、平成6年から平成14年にかけて福島第一発電所のアクシデントマネジメントの整備を行い、平成14年にアクシデントマネジメント整備報告書を保安院に提出しました。保安院は、被告東電を含む電気事業者から提出されたアクシデントマネジメント整備報告書について

その有効性を評価するとともに、被告東電を含む電気事業者に対し、代表炉以外の原子炉施設についても、速やかにアクシデントマネジメント策導入後の確率論的安全評価を実施した上でその結果を報告するよう求めました。保安院は、平成16年には、被告東電を含む電気事業者から提出された代表炉以外の確率論的安全評価の結果についても、その有効性を確認しました。

このように、被告国は、法規制の対象でなかったシビアアクシデント対策についても、種々の行政指導を行ってきました。

(被告国第5準備書面、第7準備書面、第8準備書面)

第5 その他の事情について

以上のほか、被告国は、被告国第7準備書面、第9準備書面、第10準備書面等において、原子力施設の安全確保対策の体系上、指針類及び省令62号においては、内部事象と外部事象を分けて規定されており、かような体系には合理性が認められていたこと、地震や津波という外部事象については、平成13年安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針並びにこれに対応する省令62号4条1項及び5条により考慮されていたのであるから、内部事象に関する規定である省令62号(8条の2,)33条4項,(16条5号,)33条5項は地震や津波といった外部事象との関係で問題とならず、かつ、これを考慮しないことが不合理であって改正を要する状況にあったとはいえないことを主張しています。

また、被告国第7準備書面、第12準備書面において、福島第一発電所の非常用ディーゼル発電機の設置が省令62号33条4項に反しないことや、短時間の全交流電源喪失について規定した省令62号33条5項が不合理とはいえないことを主張しています。

第6 まとめ

以上のとおり、被告国には、そもそも原告らが主張する具体的措置について、省令62号を改正し、あるいは、技術基準適合命令を発令することにより、被告東電に対し、これを是正させる規制権限がありませんでした。

この点においても、平成18年当時までの科学的知見に照らせば、被告国の

予見可能性を認めることができませんから、被告国に規制権限を行使すべき作為義務が生じることもありません。

そして、このように、平成18年当時、原告らが主に依拠する長期評価の見解にも学者間で異論が唱えられ、原告らが主張するような津波に関する確立した知見が得られていないなどの状況においても、被告国は種々の行政指導を行ってきたことなどの事情を総合的に考慮すれば、被告国が規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価されることはなく、規制権限不行使の違法性は認められません。

以 上